

ニ西野社長ヲ訪問談ニ側ハ前記ニ名ノ外諸地
中二郎後本作一樋口戒次郎ノ三名會社側ハ社
長外五名之會會見ノ上取ニ側ヨリ

第一案トシテ工場及什器一切ハ從來通り全部之レヲ會社ノ負擔
トシ仕事ノ下請負ノ形カヲ以テ就職セシムル

第二案トシテ家産借用者トシテ金三千円貸付サレタリ

第三案ニトシテ道具一切並設備金トシテ金三千円貸付サレタリ(本件

三田中ニ残三万五千五百外ノ生活費トシテ一人宛五十日ノ見積リ)トノ

第二案トシテ不書ヲ差出シタルニ社長ヨリ

第一案ハ金無拒絶ニ第一案ノ一借三千円以内トシテ第二案ヲ

承認ノ内意ヲ傳ヘ高ホ本債務ニ對テ担保方法ハ會社ニ於テ決

定返還方法、利率等ニ于テハ談ニ側ニ於テ講究ノ上更ニ本日

午後一時會見契約ヲ為ス事ニ定メ

社長
第二案
第一案
同意

今四時十五分退出并議團本部ニ引揚ケ一日ニ
解決報告セリ之レニ依テ職ニ側ハ愈解決ノ見込
甚見之到タタリトシテ樂觀満足ノ意ヲ表シ何レ又午

右七時四十分解散散飯也セリ
右及申通報修